一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会　データ管理規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」）の所有するデータ資産について、保存、削除に関する基準、手順について定めるものである。

（内容）

第２条　この規程の適用の対象となる内容は次の号に掲げる内容をいう。

１）本会の教育研修における講演、講義の音声データ

２）本会会員が学会等で発表する研究発表や講演等で使用するデータ資料（パワーポイント、レジメ等）

３）本会会員が関わる事業活動における録音・録画・撮影データ

（データ保存の目的）

第３条　本会の活動記録として、協会ニュース、年１回発行の年報（岡山医療ソーシャルワーク）に掲載するために音声データの文字起こし、画像掲載用に保存する。

（保存場所）

第４条　それぞれのデータ保存場所については次の号に定める。

１）音声データについては本会広報出版部所有のICレコーダーおよび本会IDのGoogle クラウドデータに保存する。

２）学会等で発表されたデータ資料については本会IDのGoogle クラウドデータおよび本会USBに保存する。

　３）画像データについては本会広報出版部所有のDVDデータディスクおよびUSBに保存する。

（削除・保存期間）

第５条　それぞれのデータについては目的が達成された時点でデータを削除するものとし、それぞれの保存期間については次の号に定める。

　１）講演・講義の音声データについては年報掲載が完了するまでとする

　２）学会等で発表されたデータ資料については年報掲載が完了するまでとする

　３）画像データについては内容により保存不要と判断された時までとする

施行日　2021年7月19日